

教育のデジタル化の法的課題

湯浅 壱道
(情報セキュリティ大学院大学)

自己紹介

- 青山学院大学法学部公法学科卒業、同大学院法学研究科公法専攻博士前期課程修了、慶應義塾大学講師等をへて、2004年九州国際大学法学部専任講師、2005年助教授、2007年准教授、2008年教授、副学長・国際センター長、2011年情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授、2012年学長補佐、2020年副学長
- 法務省法制審議会(民事訴訟IT化部会)委員、総務省AIネットワーク化推進会議開発原則分科会構成員、総務省情報通信政策研究所特別研究員、内閣サイバーセキュリティセンター普及啓発・人材育成専門調査会セキュリティマインドを持った企業経営ワーキンググループサイバーセキュリティ関係法令の調査検討等を目的としたサブワーキンググループ委員経済産業省産業サイバーセキュリティ研究会WG2委員ほか神奈川県情報公開・個人情報保護審議会副会長、川崎市情報公開運営審議会会長、日本サイバー犯罪対策センター(JC3)理事、日本データ通信協会電気通信個人情報保護推進センター諮問委員会委員長ベネッセホールディングス情報セキュリティ監視委員会委員長代理 ほか

教育法制の制約

- 学校教育法

第54条

高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。

(2～3項 略)

4 通信制の課程に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

第84条

大学は、通信による教育を行うことができる。

- 2001年大学設置基準改正

- 25条

授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 双方向で対面講義した場合に相当する教育効果が得られる場合、卒業に必要な 124 単位のうち 60 単位までを遠隔講義で取得することが可能

- 大学通信教育設置基準

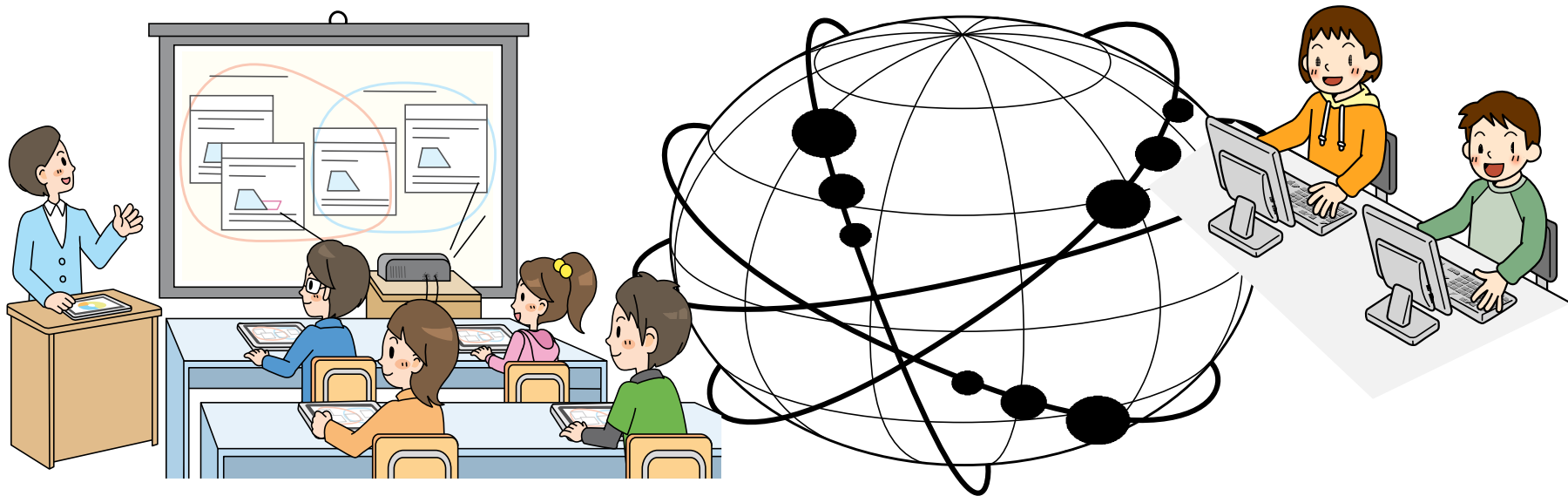
- すべてオンラインで単位取得可能

オンライン教育と著作権

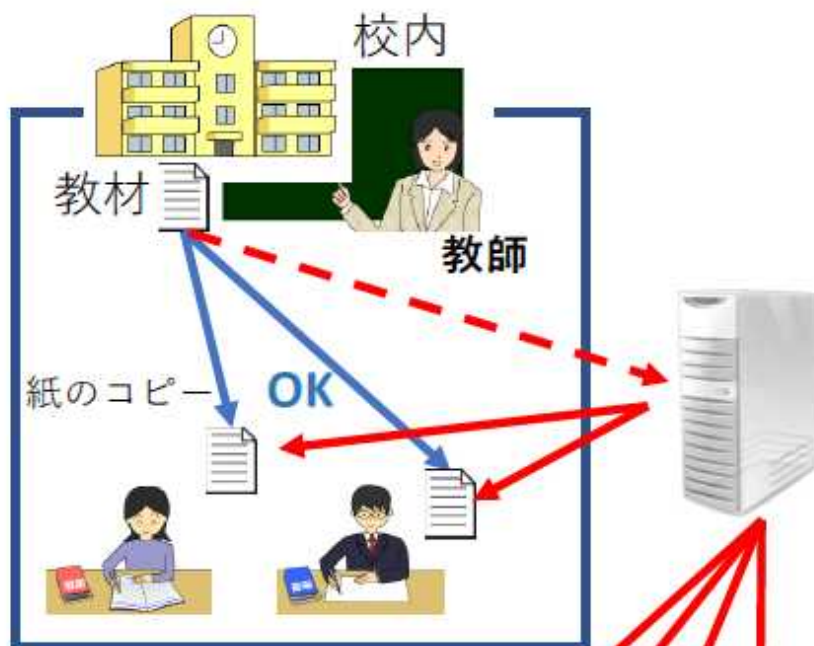
遠隔授業等の特例(従来)

- 当該授業を直接受ける者に対して著作物を利用する場合
- 当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して
- 公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。

従来の著作権法での遠隔教育の特例



- 直接、対面で受講している生徒・学生がいる
+
- 遠隔で同時に受講している
- ~~遠隔だけ~~
- ~~オンデマンド(異時)~~



他人の著作物は、著作権法35条の範囲内で（※）無許諾・無償で授業目的に利用することが可能です

▽他人の著作物を利用した教材を紙にコピーして、児童生徒、学生に配付するのはOK

▽インターネットを経由して提供するのは授業目的でも35条の範囲外なので原則NG（要許諾）

遠隔合同授業等（対面での授業を、インターネットで遠隔地の別教室等に同時中継）は、現在も無許諾・無償で利用できます

インターネット経由
赤線はNG（要許諾）

～教育現場での不満の声～

「他人の著作物を利用した教材の紙での配付は認められるのに、インターネット経由は認められないのでは、著作物の利用を控えてしまう」

オンデマンド型の遠隔授業
（遠隔地の教室）

予習・復習用等
（自宅）



教育現場の要望に応えるべく

2018年5月、改正著作権法が公布

（※）ただし、著作権者の利益を不当に害するものはNGです。その他、著作権法32条（引用）や著作権法38条（非営利無償の上映・演奏）など35条とは異なる条文が適用になってOKとなる場合があります。

著作権法改正

- 著作権法
- 第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

- 教育を担当する者および授業を受ける者
- 授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度
- 公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信することができる
- 公衆送信については相当額の補償が必要
 - 次の場合は補償金不要
 - 授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示
 - 当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信

- 補償金が必要となる場合
 - スタジオ型の同時一方向の遠隔授業
 - 教室での実際の授業が行われず、同時一方向で遠隔授業が行われている場合
 - 教員の自宅、研究室、教室などから同時一方向で遠隔授業が行われている場合
 - 異時で行われる遠隔授業
 - 録画やオンデマンド型で授業が行われている場合
 - 予習・復習のための著作物等の送信等が対象
 - 予習や復習用の教材が送信されている場合

- 授業目的公衆送信補償金制度

- 第百四条の十一

第三十五条第二項(第百二条第一項において準用する場合を含む。第百四条の十三第二項及び第百四条の十四第二項において同じ。)の補償金(以下この節において「授業目的公衆送信補償金」という。)を受ける権利は、授業目的公衆送信補償金を受ける権利を有する者(次項及び次条第四号において「権利者」という。)のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの(以下この節において「指定管理団体」という。)があるときは、当該指定管理団体によつてのみ行使することができる。

- － 授業目的公衆送信補償金の額
- － 第百四条の十一
第一項の規定により指定管理団体が授業目的公衆送信補償金を受ける権利を行使する場合には、指定管理団体は、授業目的公衆送信補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- － 2（略）
- － 3 指定管理団体は、第一項の認可の申請に際し、あらかじめ、授業目的公衆送信が行われる第三十五条第一項の教育機関を設置する者の団体で同項の教育機関を設置する者の意見を代表すると認められるものの意見を聴かななければならない。
- － 4 文化庁長官は、第一項の認可の申請に係る授業目的公衆送信補償金の額が、第三十五条第一項の規定の趣旨、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）に係る通常の使用料の額その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならない。
- － 5（略）

留意すべき点

- 「授業の範囲」(規程案)
 - － 講義、実習、演習、ゼミ等(名称は問わない)
 - － 初等中等教育の特別活動(学級活動・ホームルーム活動、クラブ活動、児童・生徒会活動、学校行事、その他)や部活動、課外補習授業等
 - － 教育センター、教職員研修センターが行う教員に対する教育活動
 - － 教員の免許状更新講習
 - － 通信教育での面接授業、通信授業、メディア授業等
 - － 学校その他の教育機関が主催する公開講座(自らの事業として行うもの。収支予算の状況などに照らし、事業の規模等が相当程度になるものについては別途検討する)
 - － 履修証明プログラム
 - － 社会教育施設が主催する講座、講演会等(自らの事業として行うもの)

- 「授業」に含まれないもの
 - － 入学志願者に対する学校説明会、オープンキャンパスでの模擬授業等
 - － 教職員会議
 - － 大学でのFD、SDとして実施される、教職員を対象としたセミナーや情報提供
 - － 高等教育での課外活動（サークル活動等）
 - － 自主的なボランティア活動（単位認定がされないもの）
 - － 保護者会
 - － 学校その他の教育機関の施設で行われる自治会主催の講演会、PTA主催の親子向け講座等

- 授業目的公衆送信補償金等管理協会 (SARTRAS)
 - 2020年4月～
 - 2020年度は、特定として補償金額を無料とする
 - 2021年度から課金開始
 - 「授業目的公衆送信補償金規程案」

種	1人当たりの補償金額(年額)
幼稚園	60 円
小学校	120 円
中学校	180 円
義務教育学校	1 学年～6 学年 120 円
	7 学年～9 学年 180 円
高等学校	420 円
	専攻科 720 円
中等教育学校	1 学年～3 学年 180 円
	4 学年～6 学年 420 円
	専攻科 720 円
高等専門学校	1 学年～3 学年 420 円
	4 学年～5 学年 720 円
	専攻科 720 円
大学	720 円

セキュリティに関するオンライン教育の法的問題

enPit Pro Security (ProSec)



社会人を対象に、
情報セキュリティリーダーとして活躍できる
トップ層の人材を育成します。



<https://www.seccap.pro/>

- セキュアシステム技術演習(基礎)－NW 攻撃とその防御および検知－
- ネットワーク経由の情報セキュリティ攻撃とその防御および検知をテーマとし、攻撃者がどのようなツールや手法を用いてネットワーク不正侵入行為を行うか、またどのような防御方法や検知方法が有効かについて、実習を通して理解を深めることを目指す
- 講義形式の解説と実習形式をミックス

受講生への注意喚起

演習開始にあたっての注意



【法的責任を負う可能性に関する注意】



- 本演習のデモで実施する攻撃手法を他者の管理するサーバなどに対して許可無く実施した場合、「業務妨害」や「不正アクセス」とみなされ、犯罪行為として処罰される可能性がある
- このため、攻撃手法を悪用したり興味本位で試さないこと

- 主な問題点
 - 不正アクセス禁止法
 - マルウェアに関する罪
 - 外部への流出・漏洩
 - 故意
 - 注意義務
 - NISCサイバーセキュリティ関係法令の調査検討等を目的としたサブワーキンググループにおける議論

CA-02

12月22日 (土) 13:00-14:30

行列のできるSECCON模擬法廷



登壇者

湯浅壘道（情報セキュリティ大学院大学）、北條 孝佳（西村あさひ法律事務所）、小屋 晋吾（株式会社豆蔵ホールディングス）

概要

サイバーセキュリティの世界は、インターネット上での攻撃と防御の世界であり、SECCONの目的は防御に関わる人々の技術を高めることにあります。一方、IT技術というツールは使い方によっては、社会的に好ましくない影響を与える、つまりは、凶器にもなり得るものです。今まで、公の場では議論されてこなかったこれらのグレーな領域について、具体的なケーススタディの形で事例を挙げ、罪を罰する側と、弁護する側に立場を分けて討論する模擬裁判を行い、技術者の不安を軽減できる機会としたいと考えます。



<https://2018.seccon.jp/seccon/2018akihabara/>